

○国立大学法人筑波技術大学特任教員の選考に関する細則

平成23年1月26日
細則第3号

最終改正 令和8年3月12日細則第3号

国立大学法人筑波技術大学特任教員の選考に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人筑波技術大学教員選考基準規程（平成23年規程第54号）第10条の規定に基づき、国立大学法人筑波技術大学教育職員の就業に関する規程（平成17年規程第56号）第7条第2号に規定する特任教員（以下「特任教員」という。）の選考に関する取扱いを定めるものとする。

(選考機関)

第2条 特任教員の選考については、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議に基づき、学長が行う。

(特任教員人事委員会の設置)

第3条 評議会議長は、産業技術学部長、保健科学部長又は障害者高等教育研究支援センター長（以下「学部長等」という。）から特任教員の任用の申し出があったときは、評議会において選考に関する審査をするため、その都度、特任教員人事委員会を置くものとする。なお、特任教員の任用の申し出の際は、別記様式第1の特任教員人事発議書を提出するものとする。

2 特任教員人事委員会は、次の表に掲げる区分ごとに教授4人で構成するものとする。

区 分	人数
当該選考に関する発議組織の長	1名
当該選考に関する発議組織の学部長補佐等、学科等の学科長、副学科長又はコース長 保健科学部附属東西医学統合医療センター長 保健管理センター長 障害者高等教育研究支援センターの当該研究部の部長又は部門主任	1名
当該選考に関する学部又は障害者高等教育研究支援センターの教授会の教授	1名
当該選考に関する発議組織以外の長	1名

3 特任教員人事委員会には主査を置き、当該選考に関する発議組織の長が務める。

(特任教員人事委員会における審査)

第4条 主査は、会議を招集し、議長となる。

2 特任教員人事委員会は、1回以上開催するものとする。

3 特任教員人事委員会は、すべての候補対象者から提出された履歴書、主要業績目録等、主要業績概要、教育・実務等業績目録、教育・研究の計画及び抱負並びに全業績一覧等を審査し、最適者1人を選考し、履歴書及び主要業績目録等により、評議会に報告するものとする。

(特任教員候補者の決定)

第5条 主査からの審査結果の報告に基づき、評議会の議を経て特任教員候補者を決定する。

2 第2条から前項の規定にかかわらず、特任助手及び特任研究員の選考については、学部長等が、選考した特任教員候補者について学長の了承を得た後、履歴書、主要業績目録等により、評議会に報告するものとする。

(特任教員の再任用)

第6条 特任教員を再任用する場合には、学部長等が学長の了承を得た後別記様式第2により、評議会に報告するものとする。

(雑則)

第7条 この細則の実施及び解釈について疑義があるときは、評議会が決定する。

附 則

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波技術大学特任教員の選考に関する申合せについて（平成19年制定）は廃止する。

附 則

- 1 この細則は、平成24年11月28日から施行する。
- 2 履歴書等の様式については、別に評議会議長が定める。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

特任教員人事発議書

年 月 日

教育研究評議会議長 殿

発議組織の長

下記に係る教員人事について、発議いたします。

記

1. 学科名等・職名

2. 専門分野

3. 特任事項

4. 応募資格 (1)

(2)

(3)

5. 任期 年 月 日 ～ 年 月 日

6. 特記事項

教育研究評議会議長 殿

学部長等

特任教員の再任用について（報告）

下記のとおり特任教員を再任用することについて、報告いたします。

記

(フリガナ) 氏 名	職 名	従事する業務内容	任用期間	経 費
			自 . . 至 . .	